

2013年3月12日

京都府警察本部
本部長 安森 智司 様

社団法人 日本てんかん協会
会長 鶴井 啓司

京都・祇園ワゴン車暴走事故の事故原因に関する質問書

貴職におかれましては、日頃から社会の安全と秩序の維持にご尽力をいただき、ありがとうございます。

当協会は、会員の約8割を、てんかんのある人とその家族で構成する「当事者団体」です。1973年から40年間、てんかんについての正しい知識の社会啓発や調査研究・施策提言・相談援護等の活動に取り組んでいる全国組織で、この4月から「公益社団法人」への移行を予定しています。

昨年4月12日に京都祇園で起きた自動車事故につきましては、その原因解明のため、多大な時間と労力をかけて捜査を指揮されてきたことに敬意を表します。

当該事故について、3月11日に京都府警が被疑者を自動車運転過失致死傷罪で、また、被疑者が勤務していた会社の社長を業務上過失致死傷罪で書類送検したとの報道がありました。この事故に関して、当協会はてんかんのある人が被疑者となっていることは承知していましたが、死傷事故にまで及ぶ事故全体の原因がてんかん発作によるものとの確証が本当に得られたのでしょうか。日本てんかん学会のてんかん専門医等から意見を伺っても、発作を事故原因とすることに疑問の声が多く、被疑者が死亡している現在では、特定することが難しいのではないかと考えています。しかし、報道によると、書類送検の理由は「運転中に持病による発作を発症し、横断中の歩行者らに衝突する事故を起こした」とされています。被疑者が死亡している状況において、事故原因の真偽を問う場としての裁判はおそらく開かれることはないでしょう。そのため、被告人の弁明の機会も、捜査関係証拠書類が公の場で検証される機会もなく、送検容疑とその報道だけが“事実”として記憶に残ることになり、てんかんのある人への誤解や偏見をさらに助長することになりかねないことを深く憂慮します。

当協会は、てんかんがありながらも懸命に生きている多くの患者・家族の権利を守るためにも、このように事実が公開されないまま、てんかんやてんかんのある人の責任に断定されることを、黙認することはできません。

今回の書類送検において、貴府警が事故原因を発作と断定された根拠は何でしょうか。捜査段階での報道によれば、「専門家による判断」がその根拠の一つと報じられています。意見を聴取した専門家の専門職種とそれぞれの人数、提示した資料、一人ひとりの見解、それらを踏まえたうえで、事故原因を断定するに至った経緯などを明らかにする責任があるのではないのでしょうか。

つきましては、下記の質問について、早期にご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 京都・祇園ワゴン車暴走事故の被疑者送検に当たって、事故原因を持病の発作と断定した根拠について、資料の開示をしてください。

以上